

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2023 年 6 月 29 日

【発行者の名称】

株式会社アイダ設計
(Aida Sekkei Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 會田 貞光

【本店の所在の場所】

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目 286 番地

【電話番号】

048-650-0222 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 下口 崇

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社アイダ設計

<https://www.aidagroup.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。

J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	50,044	57,753	62,091	56,468
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	527	1,486	1,518	△1,784
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	731	834	844	△2,024
包括利益 (百万円)	729	883	865	△2,010
純資産額 (百万円)	11,282	12,072	13,563	11,063
総資産額 (百万円)	59,203	58,676	59,541	66,955
1株当たり純資産額 (円)	298.94	319.85	359.36	300.93
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	19.37	22.11	22.37	△54.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.1	20.6	22.8	16.5
自己資本利益率 (%)	6.7	7.1	6.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	15.6	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△333	9,300	3,885	△17,929
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,049	121	△636	△668
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,224	△3,615	1,104	11,098
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,586	11,408	15,785	8,290
従業員数 (人)	1,157 (57)	1,108 (48)	1,121 (37)	1,181 (34)

- (注) 1. 第40期、第41期及び第42期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第43期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
3. 第40期及び第41期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。第43期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
5. 当社は、2021年1月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
6. 第41期、第42期及び第43期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第40期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、それぞれ四谷監査法人の監査を受けております。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第42期の期首から適用しており、第42期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 第43期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第42期以前についても、百万円単位で表示しております。

（2）発行会社の経営指標等

回次	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	250 （－）	5 （－）	4 （－）	－ （－）
配当性向（％）	13.5	19.7	17.1	－

- （注）1. 当社は、2021年1月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第40期の1株当たり配当額は、株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
2. 第43期の配当性向については、無配のため、記載しておりません。

2 【沿革】

当社の前身は、1973年1月に埼玉県大宮市（現：さいたま市大宮区）において會田貞光が設立した、一般住宅設計及び建築確認申請等を業とする「会田建築設計事務所」であります。その後、事業拡大を目的として、1981年1月に株式会社アイダ建築設計を設立いたしました。

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
1981年1月	(株)アイダ建築設計を設立。本社を埼玉県上尾市内に移転。
1983年1月	宅地建物取引業（現：分譲事業）と建築施工業（現：注文事業）を開始。
1989年10月	(株)アイダ建築設計を(株)アイダ設計に社名変更。 埼玉県上尾市川に本社ビル完成。本社移転。
2001年1月	I S O 9 0 0 1（品質）・1 4 0 0 1（環境）を取得。
2001年5月	(株)アイダ設計本社を埼玉県大宮市（現：さいたま市大宮区桜木町）に移転。
2003年11月	(株)アイダ設計が(株)アイダ木材を吸収合併。
2004年6月	(株)アイダ設計が(株)ダイアプリントを吸収合併。
2005年7月	千葉県野田市に印刷部千葉工場を開設。
2006年2月	(株)アイダ設計の設計業務におけるC A D設計図の作成、設計図書の作成を主とする子会社、愛誼達建築設計（上海）有限公司を中華人民共和国上海市に設立。
2014年12月	(株)アイダ設計の設計業務におけるC A D設計図の作成、設計図書の作成を主とする子会社、AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. をフィリピン共和国マニラ首都圏マカティ市に設立。
2018年12月	I S O 1 4 0 0 1（環境）の認証範囲を変更（I S O 9 0 0 1（品質）と同範囲）。
2019年10月	茨城県坂東市にプレカット事業部茨城工場を開設。
2021年6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場。

また、当社の設立以降、新規進出年月及び市場、並びに現在の店舗数は、次のとおりであります。

2023 年 3 月 31 日現在

新規進出年月	新規進出市場	現在の店舗数
1981年 1 月	埼玉県	14 店舗
1990年 8 月	群馬県	4 店舗
1993年 8 月	千葉県	11 店舗
1998年10月	東京都	5 店舗
2002年10月	栃木県	4 店舗
2002年12月	茨城県	3 店舗
2003年 3 月	神奈川県	11 店舗
2005年 4 月	新潟県	5 店舗
2005年 5 月	愛知県	5 店舗
	福島県	3 店舗
2005年12月	静岡県	5 店舗
2012年 4 月	宮城県	1 店舗
2014年 6 月	山梨県	2 店舗
2014年11月	沖縄県	4 店舗
2015年 3 月	長野県	2 店舗
2015年 5 月	岐阜県	2 店舗
2017年 4 月	福岡県	2 店舗
	熊本県	1 店舗
2017年 5 月	佐賀県	1 店舗
2017年 9 月	鹿児島県	1 店舗
2017年11月	三重県	1 店舗
2018年 4 月	京都府	1 店舗
2019年11月	大阪府	1 店舗
2021年 8 月	広島県	2 店舗
合計		91 店舗

3【事業の内容】

当社グループは、分譲住宅及び注文住宅の設計・施工・販売を事業として展開しております。

1981年の創業以来、長きにわたって家づくりに携わってきた当社は、「よりよい住宅をより安く」という企業理念のもと、土地の仕入れから測量・設計・施工・アフターサービスまで行う自社一貫体制のスケールメリットを活かしたコストダウンを追求してまいりました。また、木材などの原材料を工場であらかじめ加工しておく（以下「プレカット」という）工程においても、自社で所有する工場にて行うことで、余計な外注費や中間マージンを抑え、工期短縮を図っております。引き続き、これまで培ってきた技術や経験を活かし、価格にも品質にも満足できる住宅を提供することで、当社の使命を果たしてまいります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

（分譲事業）

当社グループは、分譲事業として分譲住宅の設計・施工・販売と土地の販売を行っております。

（1）土地の仕入れ、開発・造成

住宅を分譲するにあたり重要な土地の仕入れは、全国各地を対象に、過去の販売事例や他社の販売状況、マーケティング結果をもとに、全体の仕入数のバランスを調整し仕入れを行っております。

また、開発許可や申請業務、土地の造成工事などを自社にて行うことも可能なため、外注コストも抑えることができます。

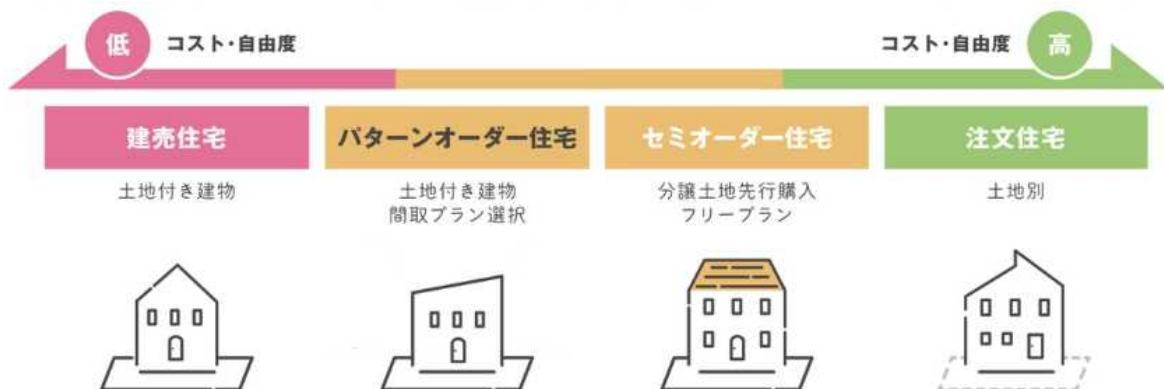
（2）土地や地域に合わせた設計・商品

仕入案件ごとに、建物の間取りや仕様などをその土地や地域に合わせて一つ一つ作成しております。例えば、雨や台風が多く高温多湿な沖縄県では、「沖縄仕様」として白アリ対策や、土台と部材の緊結に強固な金具を用いた台風にも耐える構造を基本仕様とし、沖縄特有の気候に対応した商品提案を行っております。

（3）新たな販売形態

① セミオーダー住宅・パターンオーダー住宅

住宅価格が上がっている中で、土地と建物を合わせて提供することでコストを抑えやすい分譲住宅に改めてフォーカスをあてた企画となります。フリープランでの建築や、プラン集から選択して建築する販売手法で、土地から検討されるお客様へご案内をしております。



② 無人内見システム

「無人内見システム」は、WEB 上でご希望の内見時間に予約を入れ、予約日時に直接現地を訪問しスマートフォン上でスマートロックを開錠することで、非対面で内見ができるシステムです。IoT 機器を活用した「無人内見システム」を導入することで、内見希望者は、自由な日時に気軽にモデルハウスを内見することが可能となります。また、当社の担当者が帯同しない非対面での内見だからこそ、お客様ご自身のペースで内見ができるほか、内見当日のお問い合わせ事項については、スマートフォン上にて「チャット」や「ビデオ通話」機能を用いることでリアルタイムにてご質問が可能です。



スマートロック

(スマートフォンによる開錠)

③ 理想の住まいをシミュレーションできるバーチャル住宅展示場

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う在宅時間の増加傾向に合わせて、当社ホームページではVR（バーチャルリアリティ）技術を駆使した物件内覧や、理想の住まいをシミュレーションできる「VR いろいろアイタウン」のサービスを提供しております。自宅に居ながらより気軽に住宅へのイメージを膨らませることができる体験により、新たなお客様が当社の住宅に興味を持っていただく機会を創出しております。



(注文事業)

当社グループは、注文事業として注文住宅の設計・施工・販売を行っております。

(1) 理想を叶えるサポート体制

各店舗の営業担当が間取りやパース、概算金額などを即座に提示できるシステムを導入し、お客様へ分かりやすくスピーディーな提案を実現しております。また、各主要拠点に注文住宅専門の設計担当が常駐し、図面作成や販売のサポートを行っております。土地をお持ちでない注文住宅をご希望のお客様には、分譲事業で仕入れた土地の紹介や、希望に合った土地探しのサポートも行っております。

(2) 充実の仕様・企画商品ラインナップ

多様なお客様のニーズに対応できるよう、グレードやコンセプトを変えた仕様をそれぞれ用意しております。仕様ごとにメーカーや下請け業者と金額を取り決めることで、自由設計かつコストパフォーマンスの高い住宅を提供しております。

〈注文住宅仕様〉



BRAVO2 (ブラーボ2)

断熱性と耐震性に加え、太陽光発電システムを備えた住宅



BRAVO ZNEXT (ブラーボ・ゼネクト)

“生涯にかけてゆとりある暮らし”を叶える ZEH 仕様の住宅



BRAVO COMFORT (ブラーボコンフォート)

最高等級の性能評価で、品質にも価格にもこだわり、快適さを追求した住宅



SUITE HOUSE Plus (スイートハウスプラス)

ウイルス対策に配慮した、新しい生活様式を実現する住宅



ECO-HOUSE Plus (エコハウスプラス)

太陽光発電システムとオール電化設備を組み合わせた、高い環境性と経済性を両立した住宅。



Safety House Plus (セーフティハウスプラス)

自然災害に備える、耐震性・制震性・耐火性に特化した住宅



オープンテラスのある平屋 Plus

掃除や洗濯など家事がスムーズ、ムダも少なく効率よくスペースを活用するワンフロアでつながる平屋住宅



Lifestyle 子育ての家

子どもの成長やライフステージに合わせて、間取りや部屋の役割を変えられることができるサステナブルな住宅



D-STYLE (ディー・スタイル)

建築家監修プラン、カラーセレクトもデザイナー視点で厳選した規格住宅

(3) 体験型モデルハウスによる提案

ZEHを推進するにあたり、断熱性能や省エネ性能を高めたZEH仕様のモデルハウスを、各地に建築し、お客様に実際に体感していただいております。そして、より効果を実感していただくために宿泊体験できるモデルハウスも建築しております。

(4) 非住宅建築の取り組み

現在、木造建築は建築時の炭素排出量が少なく、炭素を固定し貯蔵する特性などから、脱炭素社会実現に向けて環境に優しい工法として注目されており、福祉施設・教育施設・医療施設・店舗など、非住宅木造建築が全国で推進されております。

当社では建設業許可で、規模・用途に制限なく取り組める特定建設業を取得し、最新の加工機を導入したプレカット工場を設け、非住宅建築にも対応できる環境・販売体制を作り上げております。



Ci メディカル 歯科医院モデルハウス
(岐阜市羽島 2022 年 10 月竣工)

(その他)

当社グループは、大規模な木材プレカット工場を所有しております。プレカット事業部茨城工場では、月間約 10,000 坪の加工能力と、最新鋭の加工機の導入により、木造住宅をはじめ、非住宅建築物や福祉施設等の大型木造建築物の部材加工も可能となっております。現在は、分譲事業及び注文事業で使用する木材の加工や、同業他社からの木材加工も請け負っております。

同工場では 100m の見学者通路から、実際に建築現場で使われる木材の製造工程を一望することが可能で、プレカット専用工場にもかかわらず、多くの人に開かれた見せる工場としてのデザイン性が高く評価され、「2020 年度グッドデザイン賞」や、「ウッドデザイン賞 2020」、「iF DESIGN AWARD2022」等、国内外の 13 の賞を受賞しております。



プレカット事業部 茨城工場 (茨城県坂東市)

「2020 年度グッドデザイン賞」を受賞

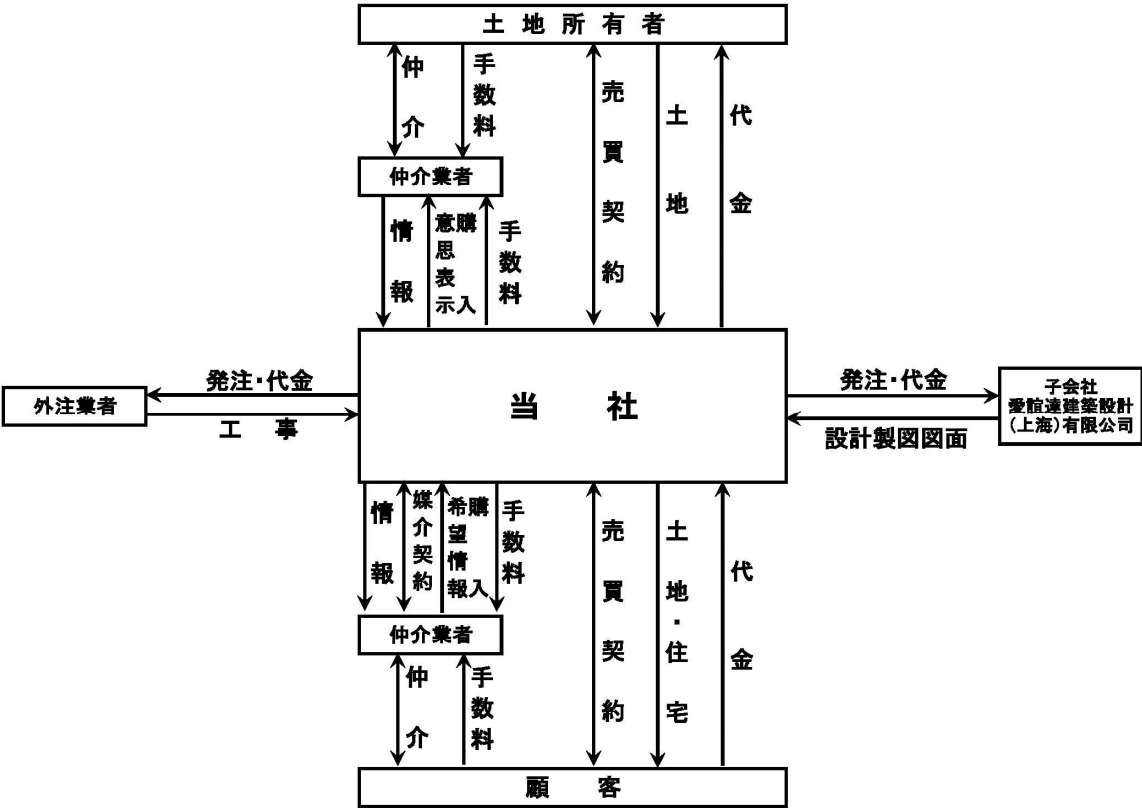


(100mの見学者通路)

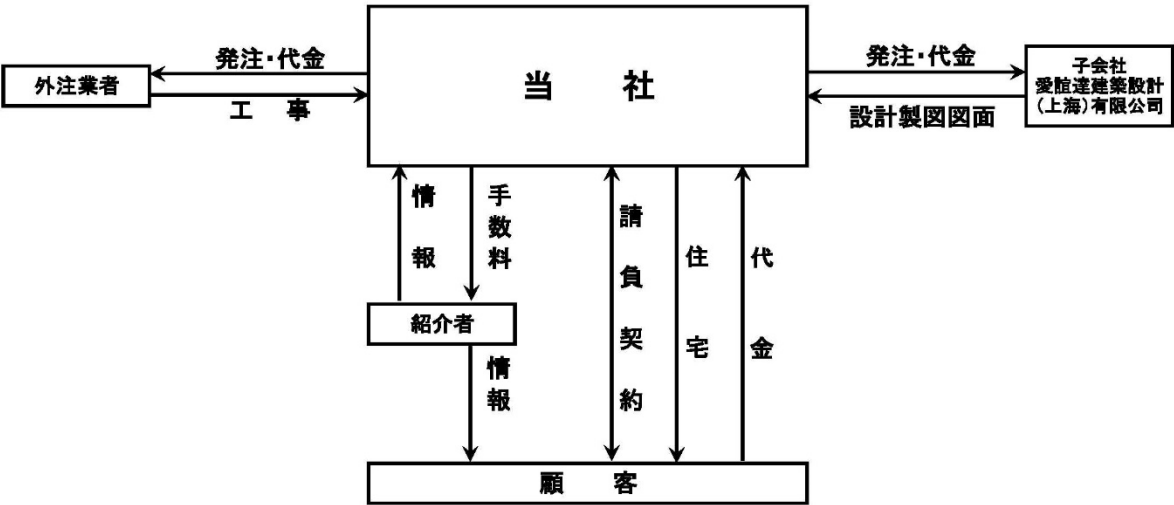
また、既存客のリフォーム工事やメンテナンス依頼の請負、当社住宅を購入されるお客様のローン手続きの補佐及びアドバイザー業務、火災保険や地震保険といった住宅に掛ける保険の取扱い等、お客様に当社をより良く利用していただけるよう体制を整えております。また、当社は賃貸不動産を有しており、その受取家賃による収入もその他の収益の一部を担っております。

以上の説明を事業系統図によって示すと、次のようになります。

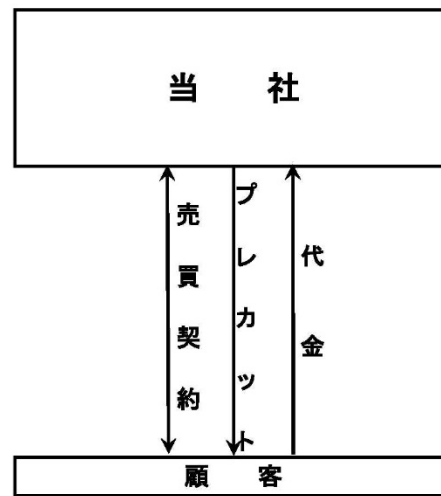
(分譲事業)



(注文事業)



(その他)
※プレカット事業



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の所有割合 (又は被所有割合) (%)	関係内容
(連結子会社) 愛誼達建築設計(上海) 有限公司 (注) 2	中華人民共和国 上海市	千USD 700	分譲事業 注文事業 その他	100.0	当社の建築CAD 作成、構造CAD 作成、建築確認申 請書類作成及び室 内装飾設計を行っ ております。 役員の兼任 3名
(連結子会社) AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. (注) 2、3	フィリピン 共和国 マニラ首都圏 マカティ市	千PHP 93,494	—	100.0	—

(注) 1. 主要な事業の内容の欄には、事業セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. に関しては、2020年8月13日開催の当社の取締役会において事業廃止の決議、及び2022年2月22日開催の当社の取締役会において会社清算の決議を行っており、事業を行っておりません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
分譲事業	1,106 (27)
注文事業	
その他	
全社(共通)	75 (7)
合計	1,181 (34)

(注) 1. 当社グループでは同一の従業員が複数の事業に従事しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。

3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2023年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,109（34）	42.9	8.1	5,276

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	1,037（27）
注文事業	
その他	
全社（共通）	72（7）
合計	1,109（34）

- (注) 1. 当社では同一の従業員が複数の事業に従事しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
4. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第43期連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、人流の増加を伴いながら国内景気は緩やかに持ち直しました。しかし、長引く円安やウクライナ危機に伴う物価上昇により、景気後退に波及するリスクもあり、引き続き注視が必要な厳しい環境下にあります。

当社グループの属する住宅業界におきましては、国土交通省が公表する新設住宅着工戸数は一定の堅調さがみられ、2022年の新設住宅着工戸数は859,529戸（前年比0.4%増）と2年連続の増加となりました。しかしながら、地価の上昇や物価高に起因して、戸建住宅の取得マインドには慎重さがみられます。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、2022年4月に小田原店、8月に博多店、9月に福山店など計6店舗を新規オープンし、2023年3月31日現在、91店舗体制で営業販売活動に注力しております。2022年12月には、第10回埼玉建築文化賞にて、地域の特性を活かした景観や機能に優れたデザイン性に評価をいただき、当社建築物が優秀賞、奨励賞を受賞しました。また、2023年1月から分譲住宅のモデルハウスにて無人内見システムを導入するなど、IoTを活用したご案内を開始し、「myhm Builder Awards 2022-2023」（株式会社マイホームが開催）では、当社の家づくりにおける新しい取り組みや、商品、接客が評価され、優秀賞を受賞いたしました。地域貢献や文化振興の一環としましては、2022年11月の「第75回全日本バレーボール高等学校選手権大会 埼玉県予選会」、「第35回2022上尾シティハーフマラソン」などへの協賛活動を通して、プロ・アマチュア問わずさまざまなスポーツ事業に貢献することで、スポーツや文化活動に打ち込む方々への支援や地域の活性化に貢献してまいりました。その一方で、職人不足による着工数の減少や、自由設計に基づく仕様の複雑化により工期が当初の計画よりも長期化し、その間の原価高騰が見込みを上回ったため、業績に影響を受けました。

この結果、当連結会計年度の売上高は56,468百万円（前年同期比9.1%減）、営業損失は1,160百万円（前年同期は営業利益1,730百万円）、経常損失は1,784百万円（前年同期は経常利益1,518百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,024百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益844百万円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(分譲事業)

分譲事業では、2023年1月より新たな選択肢としてパターンオーダー住宅の販売を開始いたしました。これまでの建築実績から厳選した間取りプランやデザイン、カラーのパターン化を図ることで、建築資材の高騰による販売価格の上昇を抑え、新築住宅の購入に踏み切れないお客様のニーズに対応できるプランとなっております。また、Web上で理想の住まいの外観や内部仕様をシミュレーションできるバーチャル住宅展示場を引き続き展開し、お客様の住宅ニーズに応えられる住宅の販売促進に努めております。しかしながら、住設機器などの納期遅延による工期の延長により、着工数の減少が続いております。また、建築資材の高騰の影響を受けて、1棟あたりの販売利益も減少いたしました。

この結果、当連結会計年度における分譲事業の売上高は、26,278百万円（前年同期比19.1%減）、セグメント利益は、1,760百万円（前年同期比51.9%減）となりました。

(注文事業)

注文事業では、2023年3月より注文住宅の標準仕様である「断熱と耐震の家BRAVO（ブラーボ）」をリニューアルし、電気自動車用非常用電源のオプションパックの販売を開始いたしました。標準プランで住宅性能値を表示し、さらにリース契約の太陽光発電システム・蓄電池を標準採用するなど、2050年カーボンニュートラル実現に向け、環境に特化した改善を行いました。前期より新しい生活様式に合わせた商品のリニューアル、企画商品の販売強化に努めてまいりましたが、契約から引渡まで期間を要する事業の特性の中、見込みを上回る急速な原価高騰の影響を大きく受けました。

この結果、当連結会計年度における注文事業の売上高は、27,069百万円（前年同期比1.3%増）、セグメント損失は、686百万円（前年同期はセグメント利益315百万円）となりました。

(その他)

その他では、プレカットの外販、既存客のリフォーム工事やメンテナンス依頼の請負、当社住宅を購入されるお客様のローン手続の補佐及びアドバイザー業務、火災保険や地震保険といった住宅に掛ける保険の取扱いなどを行い、お客様に当社をより良く利用していただけるよう体制を整えております。

この結果、当連結会計年度におけるその他の売上高は、3,120百万円（前年同期比9.0%増）、セグメント利益は、267百万円（前年同期比35.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は、前連結会計年度末と比べて7,495百万円減少し、8,290百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は、17,929百万円（前年同期は3,885百万円の増加）となりました。これは主に、棚卸資産の増加額14,285百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、668百万円（前年同期は636百万円の減少）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が1,019百万円あった一方、定期預金の預入による支出が1,480百万円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は、11,098百万円（前年同期は1,104百万円の増加）となりました。これは主に、長期借入れによる収入が17,277百万円あった一方、長期借入金の返済による支出が10,048百万円あったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第43期連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第43期連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		
	件数	生産高(百万円)	前年同期比 (%)
分譲事業	960	25,285	97.9
注文事業	1,526	25,493	106.7
合計	2,486	50,778	102.1

- (注) 1. その他については、生産活動を行うものでないため記載しておりません。
2. 金額は、販売価格により表示しております。
3. 件数欄においては棟数を表示しております。

(2) 受注実績

第43期連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第43期連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)					
	件数	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	件数	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
分譲事業	922	24,860	72.0	248	6,765	82.7
注文事業	952	21,307	66.8	1,326	25,163	81.4
合計	1,874	46,167	69.5	1,574	31,928	81.6

- (注) 1. その他については、事業の性質上記載を省略しております。
2. 金額は、販売価格により表示しております。
3. 件数欄においては棟数を表示しております。

(3) 販売実績

第43期連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	第43期連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		
	件数	販売高(百万円)	前年同期比 (%)
分譲事業	987	26,278	80.9
注文事業	1,424	27,069	101.3
その他	—	3,120	109.0
合計	2,411	56,468	90.9

- (注) 1. 件数欄においては棟数を表示しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 人材の確保及び育成

当社グループでは、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の継続的な成長のための優秀な人材の確保・育成を重要な課題と認識しております。

事業規模に見合った適正な人員配置を行うため、新卒社員・即戦力の中途社員ともに積極的に採用を行ってまいります。

新卒社員に関しては、集中したOFF-JTにおいて、初歩的なビジネスマナー習得から企業の社会的責任の教育に至るまで研修を行い、企業人としての自覚と責任感を持った社員となるよう、育成を図ってまいります。即戦力の中途社員に関しても、OJTで当社の体制の教育を行い、業務の流れとともに当社社員としての意識啓発を推進してまいります。

(2) 仕入れの安定化と原価削減

分譲事業の要となる用地の仕入れに関しては、土地情報の入手先を拡大し、さまざまな土地情報の集積を行っております。選定にあたっては基準を厳格化し、価格と質の両方を妥協せず、より厳選して用地の仕入れを行ってまいります。

また、住宅の建築における建材の仕入れや施工の外注に関しても、スケールメリットを活かした一括発注、部材の変更やその他さまざまな措置を講じ、徹底的かつ継続的なコストダウンを図ってまいります。

(3) アフターサービス体制

自社でアフターサービスやリフォームの部署を抱え、10年点検等の定期点検や35年保証を実施し、アフターサービス体制の充実を図っております。アフターサービスを自社で対応していることから、責任を持った対応を行うことが可能となっております。

また、工事・設計工程へのフィードバックが自社内で容易に行えるため、お客様の要望・依頼等を迅速に反映し、より丈夫で長持ちする住宅への品質改善を図ってまいります。

(4) 販売政策

当社グループは自社販売体制と業者販売体制の両立を行い、効率的な販売体制の構築に努めております。

注文事業の住宅販売はお客様の要望等が多いため、自社販売体制で行っております。より親身に、より確かに、お客様の理想の住まいを実現させるため、自社の営業担当だけでなく、設計や施工に携わる社員も一体となり、お客様の住まいづくりをサポートしてまいります。

分譲事業は、委託する仲介業者を厳選し、販売費の拡大を抑制しつつ、販売網の拡大を行えるようバランスの取れた体制を整えてまいります。また、コンセプトや付帯設備の追加によって付加価値を向上させ、商品力の強化を図ります。

(5) 関連事業による本業の拡充

当社グループは自社一貫体制として、プレカット、印刷等を受け持つ部門やローン代理、保険代理店業務等の部門も有しており、メイン事業以外の部門においても、一定の収益を確保しております。

これらは、住宅建設用資材のプレカットや広告宣伝のチラシの印刷、住宅ローンの代理手続や、住宅用火災保険の取扱い等、さまざまな面からメイン事業のサポートを行い、事業の一層の拡大を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスクを認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 住宅市場の動向について

当社グループの事業である分譲・注文住宅の市場は、経済に影響される景気や金利の動向、地価の変動や政策効果を受けたお客様の住宅需要によって、多分に変動する要素を含んでおります。

過去においては、米・欧州経済の悪化や東日本大震災の被害、消費税増税の影響を受ける形で、日本経済も大きく落ち込み、受注数に影響を受けることもありました。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界経済及び日本経済への影響が懸念され、景気の悪化や地価の高騰を招く要因は多数存在しております。そのため、市場動向の把握は、事業継続における重要な事項であると考えております。

また、当社グループにおいては、不動産相場の変動や不動産市況の変化も重要な事項であると考えております。市場価格に見合わない価格設定によって長期在庫となった場合に、価格の引き下げを行うことで発生する事業計画上の不採算や、市況の変化に伴った需要低下が招く販売不振により、当社グループの業績が悪化する可能性があります。

(2) 法的規制について

当社グループは、土地の仕入れにはじまり、造成・設計・施工・販売・アフターサービスまで、自社一貫体制により幅広く事業を手掛けており、今後において、事業推進に係る次の法令が改正された場合、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。(関係法令：国土利用計画法、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、建設業法、建築士法、借地借家法、農地法、宅地造成等規制法、消防法、住宅の品質確保の促進等に関する法律等)

なお、当社グループにおいては法令遵守を掲げ、リスク管理委員会においてコンプライアンスリスクを想定し、各部署の部長をリスク管理責任者とする事で、部署単位での管理を徹底しております。さらに内部通報制度を設けて、従業員からリスク情報の報告を受け付けることで、問題の早期発見にも努めております。

また、ウェストロー・ジャパン株式会社が提供する法令、判例、審決等、あらゆる日本法の法律情報を検索できる総合オンラインサービスによる調査や、アラートシステムの利用により法令改正の情報収集をし、社内周知を行っております。

以下、当社が取得しているそれぞれの免許等の詳細です。

免許等	免許等の内容	有効期限	取消等の事由
宅地建物取引業者免許	国土交通大臣 (8) 第4179号	自 2021年8月22日 至 2026年8月21日	宅地建物取引業法第65条、第66条及び第67条
特定建設業許可 (建築工事業)	国土交通大臣許可 (特-3) 第14192号	自 2022年1月10日 至 2027年1月9日	建設業法第28条、第29条及び同条の2
一般建設業許可 (土木工事業、とび・土木工事業、管工事業、舗装工事業、水道施設工事業)	国土交通大臣許可 (般-3) 第14192号	自 2022年1月10日 至 2027年1月9日	建設業法第28条、第29条及び同条の2
一級建築士事務所登録	埼玉県知事登録 (4) 第8520号	自 2018年8月22日 至 2023年8月21日	建築士法第26条

当社を含めた当社グループの申請が基準に適合しない場合や、事業活動において法律に抵触するような行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消という行政処分が下されるおそれがあり、万が一、当該基準に抵触するような行為があれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。本発行者情報の公表日現在、免許の取消事由は発生しておりません。

(3) 土地の仕入れについて

当社グループは、分譲事業において、建売販売用と土地販売用に土地購入を行っております。

用地の仕入れにおいて、購入価格は地価相場の変動に左右され、日本国内や諸外国の情勢・景気に多分に影響を受けるものであります。

国内又は諸外国の情勢や、金融危機等の影響により地価が変動すると、適正価格での土地の購入を困難にさせるほか、購入したものの価値が著しく下がることにより、業績を悪化させる可能性があります。

そのため、仕入先との情報交換や社会情勢の確認を行い、土地価格の高騰等のリスクに備えております。また、購入した土地が汚染されている場合には、そのままでは戸建分譲住宅用地として販売できず、汚染除去費用が発生することで、当社グループに損害を与える可能性があります。土地の購入に際しては事前調査を徹底し、重大な欠陥のある土地を購入しないよう努めております。

(4) 原材料・材料の仕入れについて

当社グループは、木造住宅の建築に不可欠である材木をはじめ、その他の建築資材や住宅設備機器の仕入れを行っており、仕入れはメーカーへの依存度が高くなっております。

大規模な災害の発生やその他の事由により、製造元や取扱い先が甚大な被害を受けた場合などは、正常な仕入れができなくなる可能性があります。また、原材料価格の変動により、必要な仕入れを確保できなくなる事態も考えられます。このような状況下においては、住宅の建築を継続できなくなり、業績を大きく悪化させる可能性があります。

当社グループにおいては、新規開拓によって複数の仕入先を確保し、特定の仕入先が災害をはじめとする不測の事態に見舞われた場合においても、必要な仕入れを満たすべく対策を取っております。

(5) 外注先について

当社グループは住宅を建築するにあたり、施工の大部分において請負業者を起用しており、外注先である請負業者への依存度は非常に高いと言えます。そのため、請負業者の不足は着工数の減少、建築工程の遅れ、お客様への引渡しの遅れを引き起こし、ひいては業績の悪化につながる可能性があります。

よって当社グループでは、請負業者を継続的に募集し、外注先の不足に備えております。

(6) 在庫リスクについて

当社グループは、分譲事業を行っているため、土地をはじめ物件の在庫を抱えております。今後、景気動向、金利動向、地価動向及び税制等の急激な変化に伴う金融機関の融資動向や消費者動向次第で、当社の計画遂行が困難となり、完成在庫の増加、造成・開発期間の遅延及び棚卸資産の評価損が発生する可能性があります。その場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 資金調達について

当社グループでは、用地の仕入れや社有資産の取得において、金融機関より融資を受け、それを取得資金としております。そのため、当社の財務状況の悪化や金利の上昇によって、継続しての資金調達が難しくなった場合には、事業の継続に困難が生じる可能性があります。

当社グループにおいては、財務改善によって財務状況の悪化を未然に防ぐとともに、金融機関を定期的に訪問することにより、情報の収集等を図っております。金利の動向については、継続して注視しております。

(8) 有利子負債依存について

分譲・注文住宅市場には多額の投資が必要であり、当社は、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入

金に依存しております。今後、景気動向によって金利が大幅に上昇した場合、支払利息の負担が増加して当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 季節変動について

当社グループの事業である分譲・注文住宅市場は、新年度を控えたシーズンである2月から3月に引渡しが発生しております。そのため、ピーク時において天災その他予期せぬ事態による大幅な工事の遅延等が発生した場合には、引渡し時期に遅れが生じることで当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) カントリーリスクについて

当社グループは、現在中国に子会社である愛誼達建築設計（上海）有限公司を設置し、設計図書の作成を委託しております。そのため、海外情勢の変化により、設計図面の作成が滞ることで、住宅施工が困難な状態に陥る可能性があります。加えて、予期しえない法律改正・規制強化・税制改正や、テロや戦争等による社会的混乱、外交関係の悪化等のリスクが内在しております。

当社グループは、愛誼達建築設計（上海）有限公司との連絡を密にとり情報収集に努めておりますが、今後の中国の経済、政治、法律等に何らかの変化があった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 減損会計の影響について

当社グループの保有店舗をはじめとする固定資産について、市況の著しい悪化等によって、その収益性が大幅に低下し、それらの価値が下落した場合には、減損処理を行う必要があります。当該減損処理を行った場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 気候変動による自然災害等について

大規模な自然災害がもたらす被害は、当社が提供する住宅への被害だけに留まらず、企業体の存続に直接的に関わります。

そのような事態を想定し、当社グループにおいては、BCP対策本部を設置し、事業継続計画の策定を行っております。また、災害時の避難場所や緊急連絡先の周知、事務所責任者の明確化等、従業員の安全確保を図っております。

さらに、当社グループの顧客情報、基幹システムのアプリケーション等を保管している各種サーバーは、災害対策措置の取られているデータセンターに設置しており、災害時にも当社グループの事業継続に必要なデータは保全されます。

(13) 感染症等について

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大がもたらす影響は、建築資材や住宅設備等の仕入れを困難にし、また、従業員への健康被害が拡大した場合には、会社運営に大きな支障をきたします。

そのような事態を想定し、当社グループにおいては、BCP対策本部を設置し、事業継続計画の策定を行っております。有事の際に適切なタイミングで適切な対応ができるよう、その都度対応策を検討し、従業員の安全確保を図っております。また、仕入先と良好な関係を築き、いち早く情報収集を行うことで、緊急事態に即座に対応できるよう努めてまいります。

(14) 品質保証について

当社グループは、自社一貫体制を取っているために業務内容が多岐にわたり、当社グループのすべての業務部署が、当社グループが販売する住宅の品質に直接影響を及ぼす可能性があります。

さらに、不適合な事象が判明した場合には、当社グループの品質への信用問題から業績の悪化や、無償での補修工事による費用の増加をもたらす可能性があります。

なお、当社グループにおいては、完了検査に外部の第三者機関を採用して品質保証を受けるとともに、建築部門の本部を挙げて施工業者の確保に努め、業務への適正を確認することで、品質保持のための社内対策とし

ております。

また、すでに入居したお客様からの相談や修繕依頼はサービス部において迅速に対応し、さらに最長35年の保証期間制度を設けることで、住宅の施工面もさることながら、引渡し後のアフターサービスにも注力しております。

(15) 個人情報等の管理について

当社グループは、住宅購入の際のローン代理手続き等も行っており、個人情報の取得が容易な業態であると言えます。なおかつ、引渡し後においても保証期間中は顧客情報を管理しているため、保有する個人情報は膨大な量になることから、個人情報の取扱いは非常に重要な事項となります。

当社グループでは、モラル向上のための社員教育やシステムセキュリティの強化を図り、個人情報の取扱いには全社的に細心の注意を払っておりますが、予期せぬ情報漏洩が発生した場合、信用問題からブランドイメージの低下等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(16) 住宅瑕疵担保責任について

当社グループは新築住宅を提供する企業であるため、住宅瑕疵担保履行法に基づき資力確保措置として保証金を供託することで瑕疵担保責任を負っております。引渡し済みの案件において契約不適合が大量に見つかった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループにおきましては、そういった事象を発生させないように、現場監督による徹底した品質管理に努めております。

(17) 安全への取り組みについて

当社グループは、労働災害の発生を防ぐべく、労務・安全管理に十分留意しながら事業を行っております。しかしながら労働災害の発生リスクは常に存在しており、不測の事態により重大な労働災害が発生した場合には、損害賠償義務の発生やブランドイメージの低下等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(18) 従業員の採用・育成について

当社グループ事業の業容拡大を図るには、専門的かつ高度な知識や資格を有する人材が不可欠であります。また、新たな地域に事業拠点を拡大していくためには営業戦略の立案及び実行等を適切に行える営業人員の増強は重要と考えております。そのため、当社グループでは採用活動の強化並びに育成に取り組んでおります。

しかしながら、人材の確保や育成が計画通りに進捗しない場合あるいは現在在籍している多くの人材の社外流出が発生した場合には、受注機会の喪失や工期遅延等の問題が発生するおそれがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) インターネット等による風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みなどによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、ブランドイメージの低下を招き、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、上記リスクを最低限に抑えるため、当社従業員や役員による事件・事故・不祥事や、法令違反などの不適切行為、当社サービスにご満足いただけなかった場合など、風評被害のおそれのある情報を監視するとともに、リスクが認識された場合には、法令・規則に則り迅速に対応する体制を整えております。

(20) 訴訟について

当社グループでは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが建築販売する住宅や不動産において、契約不適合等の発生、又は工事現場近隣者や、取引先業者とのトラブル等が発生した場合、これらに起因する訴訟費用その他の請求が発生する可能性があります。訴訟等が発生した場合には、当該事案に対応するために多額の費用が発生するとともに、当社グループの信用を毀損するおそれもあり、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおきましては、今までどおりお客様の満足度を高めるために徹底した品質管理に努め、また、お客様をはじめ各関係者に対しては、訴訟等に発展することのないよう誠意ある対応を心がけてまいります。発生してしまった訴訟等についても、慎重な対応を行ってまいります。

(21) 特定人物への依存について

当社グループの代表取締役社長である會田貞光は、当社グループの創業者及び経営の最高責任者であり、経営において重要な役割を担っております。当社グループでは過度な依存を回避すべく、重要事項の会議体による意思決定の徹底、組織としての管理体制の強化、経営組織の強化を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(22) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2020年8月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合、その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c のすべてに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b)前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a)TOKYO PRO Market の上場株券等

(b)上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設

会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一つの議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は 52,385 百万円で、前連結会計年度末に比べ 8,357 百万円増加しております。仕掛販売用不動産の増加 12,067 百万円、現金及び預金の減少 7,389 百万円、販売用不動産の増加 2,275 百万円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は 14,570 百万円で、前連結会計年度末に比べ 942 百万円減少しております。投資有価証券の減少 514 百万円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は 33,584 百万円で、前連結会計年度末に比べ 4,817 百万円増加しております。短期借入金の増加 6,526 百万円、1 年内返済予定の長期借入金の減少 649 百万円、契約負債の減少 985 百万円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は 22,308 百万円で、前連結会計年度末に比べ 5,096 百万円増加しております。長期借入金の増加 6,729 百万円、社債の減少 1,387 百万円が主な変動要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は 11,063 百万円で、前連結会計年度末に比べ 2,500 百万円減少しております。利益剰余金の減少 2,175 百万円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、新規店舗の増設を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度の設備投資等の総額は304百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

(1) 分譲事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、販売の充実・強化を目的として店舗の増設に総額9百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 注文事業

当連結会計年度の主な設備投資等は、販売の充実・強化を目的として店舗の増設に総額174百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資等は、自社利用の土地の取得など総額119百万円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (埼玉県さいたま市大宮区)	全社	業務施設 販売施設	187	596 (377.96)	8	792	55(－)
上尾本部ビル (埼玉県上尾市)	全社	業務施設 販売施設	605	378 (1,702.85)	4	988	270(11)
店舗 (91店)	分譲事業 注文事業	販売施設	399	2,968 (36,601.12)	5	3,373	597(6)
茨城工場 (茨城県坂東市)	分譲事業 注文事業 その他	業務施設	1,238	707 (1,087.00)	336	2,283	130(6)
賃貸不動産	その他	賃貸施設	410	2,104 (15,001.66)	－	2,514	－

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェアが含まれておりますが、建設仮勘定は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 在外子会社

重要な設備は有しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2021年1月20日(注)	37,365,273	37,742,700	—	216	—	352

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6)【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	1	－	－	45	47	－
所有株式数(単元)	－	1	－	113,903	－	－	263,516	377,420	700
所有株式数の割合(%)	－	0.00	－	30.18	－	－	69.82	100	－

(注) 自己株式980,479株は、「個人その他」に9,804単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （%）
會田 貞光	埼玉県さいたま市北区	21,422,800	58.27
(株)光大史	埼玉県さいたま市大宮区宮町3-50-1	11,390,300	30.98
會田 大輔	埼玉県さいたま市大宮区	1,212,400	3.29
アイダ設計社員持株会	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-286	1,069,185	2.90
尾島 努	千葉県松戸市	377,900	1.02
會田 悠翔	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
會田 翼麻	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
吉澄 満子	埼玉県久喜市	114,600	0.31
時田 清一郎	千葉県市原市	81,800	0.22
関根 崇	埼玉県さいたま市北区	50,000	0.13
千井野 梨絵	埼玉県さいたま市西区	50,000	0.13
計	—	36,258,985	98.63

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てております。

2. 上記所有株式数のほか、当社所有の自己株式 980,479 株があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 980,400	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 36,761,600	367,616	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 700	—	—
発行済株式総数	37,742,700	—	—
総株主の議決権	—	367,616	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 79 株が含まれております。

② 【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） ㈱アイダ設計	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町 二丁目 286 番地	980,400		980,400	2.59
計	－	980,400	－	980,400	2.59

（９）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第 155 条第 3 号及び会社法第 155 条第 7 号による普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
取締役会（2022年6月16日）での決議状況 （取得期間 2022年6月16日～2022年6月17日）	1,000,000	346
当事業年度前における取得自己株式	－	－
当事業年度における取得自己株式	980,300	339
残存決議株式の総数及び価額の総額	19,700	6
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	1.9	1.9
当期間における取得自己株式	－	－
公表日現在の未行使割合（％）	1.9	1.9

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
当事業年度における取得自己株式	179	0
当期間における取得自己株式	166	0

（注）当期間における取得自己株式には、2023 年 6 月 1 日から発行者情報公表日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	980,479	—	980,645	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023 年 6 月 1 日から発行者情報公表日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。配当の決定機関につきましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第 43 期事業年度の剰余金の配当につきましては、業績等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

なお、当社は、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近 3 年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第41期	第42期	第43期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月
最高 (円)	—	350	346
最低 (円)	—	350	346

(注) 1. 当社株式は、2021年 6 月 28 日付で、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2) 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年10月	11月	12月	2023年 1 月	2 月	3 月
最高 (円)	—	346	346	—	346	346
最低 (円)	—	346	346	—	346	346

(注) 1. 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 12 名 女性 1 名 （役員のうち女性の比率 7.7%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	會田 貞光	1951年 1月1日	1969年4月 1971年4月 1973年1月 1981年1月	アコマ医科工業(株) 入社 會田工務店 入社 会田建築設計事務所 設立 (株)アイダ建築設計（現：当社） 設立 代表取締役社長（現任）	(注) 3	(注) 6	21,479,751 (注) 7
代表取締役 専務取締役	全体管掌 兼 建設 本部長 兼 経営企画 室担当	會田 大輔	1981年 5月14日	2004年4月 2004年4月 2007年6月 2007年7月 2013年6月 2014年12月 2017年6月 2018年6月 2019年6月 2019年8月 2022年6月	当社 入社 当社 取締役 当社 執行役員 愛誼達建築設計（上海）有限公司 董 事（現任） 当社 常務執行役員 AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. DIRECTOR 当社 常務取締役経営企画室担当 当社 専務取締役経営企画室担当 当社 代表取締役専務取締役 当社 代表取締役専務取締役全体管 掌兼経営企画室担当 当社 代表取締役専務取締役全体管 掌兼建設本部長兼経営企画室担当 （現任）	(注) 3	(注) 6	7,135,356 (注) 7
専務 取締役	営業 本部長	岡田 真寿美	1963年 9月24日	1982年4月 1988年11月 1990年2月 2004年8月 2014年8月 2016年6月 2017年6月 2018年4月 2018年6月 2019年6月	日本電気(株) 入社 三和ホーム(株) 入社 (株)ヤマナカ 入社 当社 入社 当社 総管理室長 当社 執行役員 当社 取締役総管理室長 当社 取締役営業本部長 当社 常務取締役営業本部長 当社 専務取締役営業本部長（現任） 愛誼達建築設計（上海）有限公司 董 事（現任）	(注) 3	(注) 6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	齊藤 眞	1951年 7月21日	1970年4月 ㈱森尾電機 入社 1972年7月 ㈲武和運輸 入社 1976年2月 ㈲鳶夏目 入社 1980年6月 ㈱青山工務店 入社 1990年3月 ㈱日商住販 入社 1993年4月 ㈱黒田建設 入社 1994年5月 ㈱東証 入社 1998年11月 当社 入社 2013年4月 当社 執行役員 2015年9月 当社 取締役用地開発部担当 2016年4月 当社 取締役営業本部担当 2016年6月 当社 取締役営業本部長 2016年10月 当社 常務取締役営業本部長 2017年2月 当社 常務取締役建設本部長 2017年6月 当社 常務取締役営業本部担当 2017年8月 当社 常務取締役用地開発部担当 2018年2月 当社 常務取締役営業本部長 2018年4月 当社 常務取締役用地開発部担当 2018年6月 当社 常務取締役建設本部担当 2019年2月 当社 常務取締役建設本部長 2020年3月 当社 常務取締役プレカット事業部 担当 2020年5月 当社 常務取締役建設本部・プレカ ット事業部担当 2022年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	(注) 6	—
取締役	社長室長	時田 清一郎	1965年 6月22日	1984年4月 鴻池運輸㈱ 入社 1985年10月 丸泉運輸㈱ 入社 1989年4月 ㈲タツミ高圧 入社 2003年3月 当社 入社 2004年4月 当社 執行役員 2006年6月 当社 取締役 2007年6月 当社 執行役員 2016年1月 当社 社長室長 2017年6月 当社 取締役社長室長 2018年6月 当社 取締役総合管理室担当 2020年3月 当社 取締役総合管理室長 2021年3月 当社 取締役社長室長 (現任)	(注) 3	(注) 6	366,557 (注) 7
取締役	管理 本部長	下口 崇	1971年 12月17日	1992年4月 松戸市農業協同組合 入職 1993年11月 横須賀税理士事務所 入所 2004年9月 当社 入社 2004年9月 当社 取締役 2005年6月 当社 執行役員 2006年6月 当社 取締役 2007年6月 当社 執行役員 2016年6月 当社 執行役員管理本部長 2018年6月 当社 取締役管理本部長 (現任)	(注) 3	(注) 6	40,000
取締役	—	川村 達郎	1948年 4月16日	1971年3月 野田合板㈱ (現：㈱ノダ) 入社 1998年2月 同社 海外担当取締役 2001年11月 同社 常務取締役建材事業部長 2009年4月 PT. SURA INDAH WOOD INDUSTRIES 出 向 2017年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	(注) 6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	岩井 克己	1954年 4月20日	1978年4月 1989年4月 1996年4月 2012年4月 2013年4月 2015年4月 2015年11月 2017年6月 2018年7月 2019年1月	法務省公安調査庁 入庁 在チェコスロバキア日本大使館 一 等書記官 法務省和歌山公安調査事務所 所長 法務省公安調査庁近畿公安調査局 局長 法務省公安調査庁関東公安調査局 局長 (株)マイスター60 センター長 兼 事 業開発部長 兼 企業危機管理コンサル タント 日本危機管理学会 理事 (現任) 全国公友会 理事 (現任) 倉敷芸術科学大学 客員教授 当社 取締役 (現任) 警備保障タイムズ(株) 顧問 (現任) (株)JPリサーチ&コンサルティング 顧問	(注) 3	(注) 6	—
取締役	—	川村 益之	1953年 11月11日	1972年4月 1993年4月 2005年10月 2008年6月 2012年4月 2012年6月 2012年10月 2014年6月 2015年6月 2016年10月 2018年7月 2018年10月 2022年6月	(株)日本交通公社 (現: (株)JTB) 入社 (株)JTBモチベーションズ 代表取締 役社長 (株)JTB法人東京 常務取締役 (株)JTB 執行役員 (株)JTB法人東京 代表取締役社長 (株)JTBコーポレートセールス 代表 取締役社長 (株)JTB 常務取締役兼執行役員 MICE国際競争力強化委員会 委員 (株)JTB事業創造 代表取締役社長 社団法人ショッピングツーリズム協 会 理事 千葉商科大学人間社会学部 特命教 授 (現任) (株)JCBトラベル 代表取締役社長 (株)JTBコミュニケーションデザイン シニアコンサルタント (現任) (株)ゴンドラ 顧問 (現任) (株)リーゴ 顧問 (現任) 当社 取締役 (現任)	(注) 3	—	—
取締役	—	東目 拓也	1986年 1月7日	2011年12月 2012年1月 2015年4月 2016年10月 2022年6月 2023年3月	弁護士登録 弁護士法人北浜法律事務所 (東京事 務所) 入所 日本取引所自主規制法人上場管理部 出向 弁護士法人北浜法律事務所 (東京事 務所) 復帰 当社 取締役 (現任) (株)ショーケース 監査役 (現任)	(注) 3	—	—
監査役 (常勤)	—	堀越 佳孝	1965年 2月28日	1985年4月 1989年8月 2001年9月 2002年3月 2016年6月 2017年7月	トヨタカローラ群馬(株) 入社 (株)タカキュー 入社 中部自動車販売(株) 入社 当社 入社 当社 監査役 (現任) 愛誼達建築設計(上海)有限公司 監 事 (現任)	(注) 4	(注) 6	—

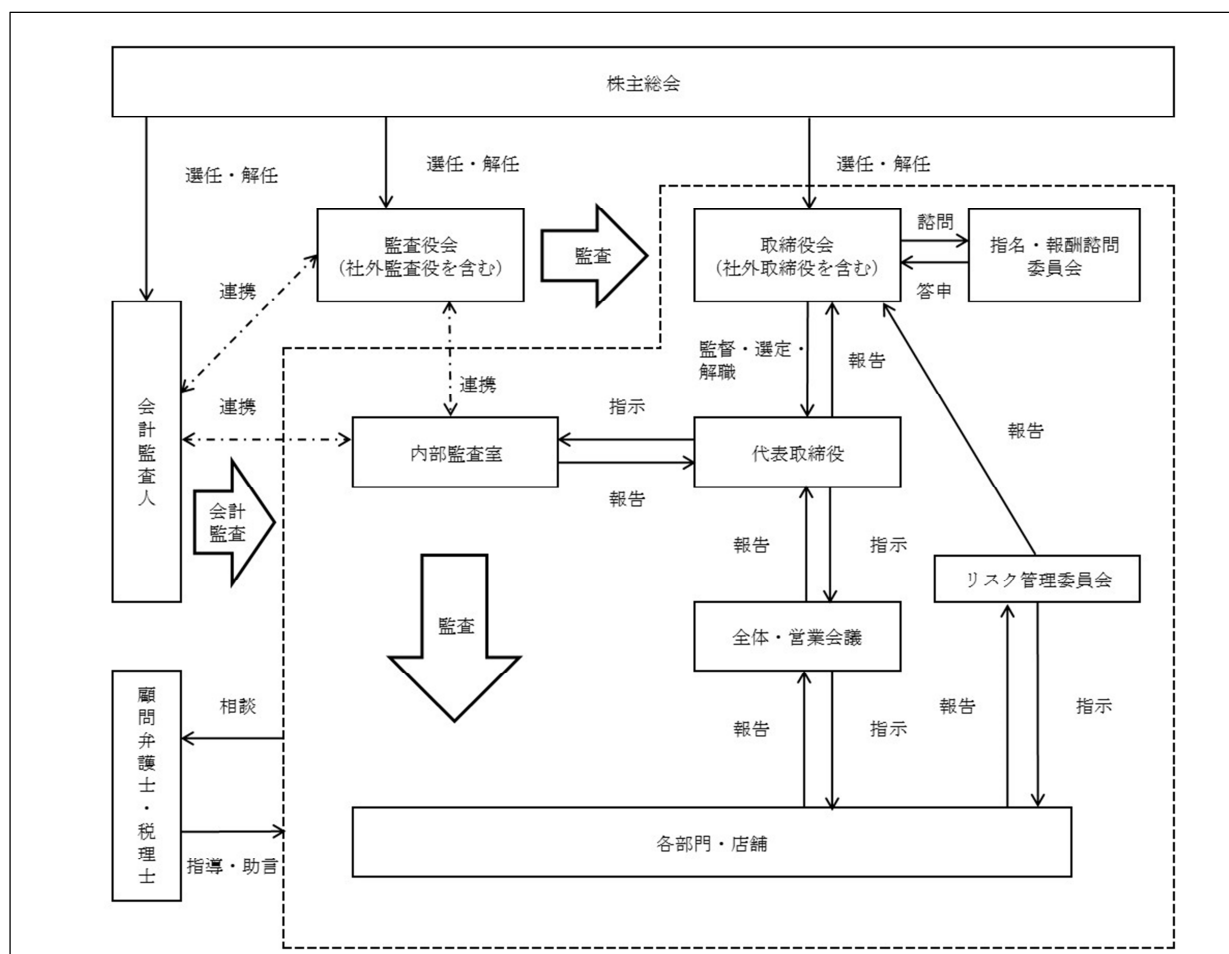
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)	—	佐藤 紀彦	1951年 10月29日	1979年11月 1983年 9 月 1990年10月 2001年 6 月 2013年 6 月 2016年 6 月	プライスウォーターハウス公認会計 士共同事務所 入所 クーパースアンドライブランド会計 事務所 入所 佐藤紀彦税理士公認会計士事務所 開設 日本公認会計士協会目黒会副会長 就任 日本公認会計士協会目黒会監事 就 任 当社 監査役 (現任)	(注) 4	(注) 6	—
監査役 (非常勤)	—	森中 剛	1977年 9 月17日	2003年10月 2006年10月 2011年 1 月 2019年10月 2020年 7 月 2021年 6 月	福岡地方裁判所裁判官 任官 弁護士登録 金子法律事務所 入所 弁護士法人金子法律事務所 設立 森中法律事務所 設立 弁護士法人法律事務所オーセンス 入所 当社 監査役 (現任)	(注) 5	(注) 6	—
計								29,021,664

- (注) 1. 取締役川村達郎氏、岩井克己氏、川村益之氏及び東目拓也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役佐藤紀彦氏及び森中剛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2023年3月期における役員報酬の総額は561百万円を支給しております。
7. 代表取締役社長會田貞光、代表取締役専務取締役會田大輔及び取締役時田清一郎の所有株式数は、資産管理会社である(株)光大史が所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。
8. 代表取締役専務取締役 會田大輔は、代表取締役社長 會田貞光の次男であります。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的に企業価値を向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



当社の取締役会は取締役 10 名（うち社外取締役 4 名）により構成され、原則として月に 1 回の定例会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針その他重要事項を迅速に決定するとともに、取締役の職務執行状況を確認しております。

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）により構成され、月に1回以上監査役会を開催して監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、各監査役の経営情報等を共有することによって、監査業務の充実を図っております。ガバナンスのあり方とその運営状況を常に監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、法令遵守の状況を確認しております。さらに常勤監査役につきましては、重要会議への出席、重要書類の閲覧等により、業務執行上の監査を行っております。

c. 内部監査室

当社の内部統制及びその業務執行状況につきまして、代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置しております。各本部以下全部署及び全営業店舗を対象とし、定期監査を行っております。監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。

d. 会計監査人

当社は、四谷監査法人と監査契約を締結し、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査を受けております。当該監査を執行した公認会計士は、田口邦宏氏、野田高廣氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、会計士試験合格者1名であります。

当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

e. リスク管理委員会

当社では、市場、情報セキュリティ、労務、製品の品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役専務取締役を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

また、コンプライアンスにつきましてもリスク管理の一つと捉え、リスク管理委員会においてその体制強化・周知徹底に努めております。

f. 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

委員会は、社外取締役2名及び社内取締役1名で構成され、運営がなされております。

g. 会議

当社では、年に1回以上、全従業員が参加する全体会議をはじめ、月に1回以上、営業会議等の会議を開催し、各取締役・常勤監査役の出席の下、取締役会で決議された重要事案の社内浸透を図るとともに、現場情報の経営反映を行えるよう、積極的な意見交換を行っております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役の状況

a. 内部監査

当社の内部監査体制は、内部監査責任者である内部監査室長1名と室員3名で構成される内部監査室により、各本部以下全部署及び全店舗の内部監査を実施しております。

年度監査計画に基づき、業務活動が社内諸規程・マニュアルに準じて運営されているか、関係法令に関しての遵守が適正に行われているか等を監査しております。

b. 監査役監査

監査役監査の体制としまして、監査役会は、社外監査役2名と常勤監査役1名で構成されており、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役のうち2名は、公認会計士と弁護士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見、法務に関する相当程度の知見をそれぞれ有しております。

また、常勤監査役は、全体会議をはじめとした各会議に出席しているほか、各店舗の往査を実施しており、有用性のある監査に努めております。

なお、監査役と内部監査室及び監査法人は、相互に連絡を取り合って情報交換し、課題・改善事項に

ついて共有し、より有用な監査を行うべく、連携を図っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、労務、製品の品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクの発生・拡大を未然に防止することが重要な経営課題であると認識しております。リスクの発生要因を未然に防止し、また、発生したリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を整えるべく、リスク管理委員会を設置し、代表取締役専務取締役を委員長、委員には各本部より部長を選出し、リスクに対応できる体制を整えております。また、リスクの適切な管理・把握のためにリスク管理規程を制定、その中には内部通報制度を定め、法令違反その他コンプライアンス上の問題について適切な報告がなされるように努めております。さらに、重要な法令・社会規範等に関する事項については、必要に応じ、顧問弁護士や監査法人から意見を聞くなどして企業活動全般の遵守状況のチェックを行っております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は4名であり、社外取締役川村達郎氏、岩井克己氏、川村益之氏、及び東目拓也氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役は2名であり、社外監査役佐藤紀彦氏、及び森中剛氏は、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

⑦ 役員報酬の内容

a. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。取締役の報酬は、当社の持続的な企業価値の発展を実現するにふさわしい報酬であることを方針としており、報酬額については、業界水準、役位、職責その他会社の業績等を総合考慮し、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の審議を経て、決定いたします。なお、取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の個人別の報酬額は、監査役の協議において決定いたします。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個別報酬は、その決定を代表取締役社長に委任する旨を、指名・報酬諮問委員会で審議された上、取締役会がその答申を受けて決定し、代表取締役社長は決定方針を考慮し、取締役の個別報酬額を決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績目標の達成状況や成果等について、代表取締役社長が最も適切に評価できると判断したためであります。

c. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	519	519	—	—	7
監査役 (社外監査役を除く)	21	21	—	—	1
社外役員	19	19	—	—	6

(注) 1. 当社には、使用人兼務役員はおりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第33期定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議されております。

3. 監査役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第33期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。

4. 上記の取締役の報酬等の総額及び員数には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は15名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

⑮ 補償契約の内容の概要

取締役會田貞光、取締役會田大輔、取締役岡田真寿美、取締役齊藤眞、取締役時田清一郎、取締役下口崇、取締役川村達郎、取締役岩井克己、取締役川村益之、取締役東目拓也、監査役堀越佳孝、監査役佐藤紀彦、及び監査役森中剛は、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

⑯ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしており

ます。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。2023年6月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
発行者	26	—
連結子会社	—	—
計	26	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社の連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表について、四谷監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (2023年 3 月 31 日)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		22,409		15,020
受取手形、営業未収入金及び契約資産	※ 1	1,360	※ 1	1,190
有価証券		—	※ 2	532
販売用不動産	※ 2	4,191	※ 2	6,467
仕掛販売用不動産	※ 2	14,759	※ 2	26,827
未成工事支出金		128		132
原材料及び貯蔵品		297		253
その他		883		1,963
貸倒引当金		△1		△1
流動資産合計		44,028		52,385
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物		6,141		6,203
減価償却累計額		△2,788		△2,998
建物及び構築物（純額）	※ 2	3,353	※ 2	3,204
機械装置及び運搬具		1,593		1,590
減価償却累計額		△1,135		△1,256
機械装置及び運搬具（純額）		457		333
土地	※ 2	9,074	※ 2	8,956
建設仮勘定		58		1
その他		444		433
減価償却累計額		△304		△308
その他（純額）		140		124
有形固定資産合計		13,084		12,619
無形固定資産				
ソフトウェア		31		43
無形固定資産合計		31		43
投資その他の資産				
投資有価証券	※ 2	713	※ 2	198
繰延税金資産		382		—
その他		1,403		1,931
貸倒引当金		△102		△223
投資その他の資産合計		2,396		1,906
固定資産合計		15,513		14,570
資産合計		59,541		66,955

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2023年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,960	6,768
電子記録債務	228	—
短期借入金	※ 2、3 8,752	※ 2、3 15,278
1年内償還予定の社債	1,235	1,637
1年内返済予定の長期借入金	※ 2 5,305	※ 2 4,655
未払法人税等	656	45
契約負債	4,656	3,671
賞与引当金	170	134
工事損失引当金	—	76
訴訟損失引当金	5	2
その他	1,795	1,314
流動負債合計	28,767	33,584
固定負債		
社債	3,019	1,632
長期借入金	※ 2 13,376	※ 2 20,105
繰延税金負債	—	6
完成工事補償引当金	316	245
解体費用等引当金	232	—
関係会社清算損失引当金	16	92
資産除去債務	60	77
その他	189	147
固定負債合計	17,211	22,308
負債合計	45,978	55,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	216	216
資本剰余金	352	352
利益剰余金	12,938	10,763
自己株式	—	△339
株主資本合計	13,507	10,992
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21	33
為替換算調整勘定	34	36
その他の包括利益累計額合計	56	70
純資産合計	13,563	11,063
負債純資産合計	59,541	66,955

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
売上高	※1	62,091	※1	56,468
売上原価	※2	49,681	※2、3	47,137
売上総利益		12,410		9,331
販売費及び一般管理費				
広告宣伝費		1,863		1,856
販売手数料		1,157		1,003
給料及び賞与		3,960		3,796
賞与引当金繰入額		89		69
貸倒引当金繰入額		—		5
その他		3,608		3,760
販売費及び一般管理費合計		10,679		10,491
営業利益又は営業損失 (△)		1,730		△1,160
営業外収益				
受取利息		5		6
受取配当金		5		6
紹介料収入		226		190
受取保険金		16		12
違約金収入		22		23
その他		88		44
営業外収益合計		365		285
営業外費用				
支払利息		485		596
融資手数料		50		164
貸倒引当金繰入額		—		123
その他		42		24
営業外費用合計		578		909
経常利益又は経常損失 (△)		1,518		△1,784

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	
特別利益				
固定資産売却益	※ 4	24	※ 4	104
訴訟損失引当金戻入益		—		2
解体費用等引当金戻入益		—	※ 5	209
特別利益合計		24		316
特別損失				
固定資産除却損	※ 6	1	※ 6	0
会員権評価損		2		—
減損損失		—	※ 7	36
関係会社清算損失引当金繰入額		16		93
その他		0		0
特別損失合計		20		130
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失 (△)		1,522		△1,597
法人税、住民税及び事業税		1,011		41
法人税等調整額		△333		384
法人税等合計		677		426
当期純利益又は当期純損失 (△)		844		△2,024
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		844		△2,024

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	
当期純利益又は当期純損失 (△)		844		△2,024
その他の包括利益				
その他有価証券評価差額金		△4		11
為替換算調整勘定		26		2
その他の包括利益合計	※	21	※	14
包括利益		865		△2,010
(内訳)				
親会社株主に係る包括利益		865		△2,010

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	216	352	11,468	12,037
会計方針の変更による 累積的影響額			814	814
会計方針の変更を反映 した当期首残高	216	352	12,282	12,851
当期変動額				
剰余金の配当			△188	△188
親会社株主に帰属する 当期純利益			844	844
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	655	655
当期末残高	216	352	12,938	13,507

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	26	8	34	12,072
会計方針の変更による 累積的影響額				814
会計方針の変更を反映 した当期首残高	26	8	34	12,886
当期変動額				
剰余金の配当				△188
親会社株主に帰属する 当期純利益				844
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4	26	21	21
当期変動額合計	△4	26	21	677
当期末残高	21	34	56	13,563

当連結会計年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	216	352	12,938	—	13,507
当期変動額					
剰余金の配当			△150		△150
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△2,024		△2,024
自己株式の取得				△339	△339
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△2,175	△339	△2,514
当期末残高	216	352	10,763	△339	10,992

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	21	34	56	13,563
当期変動額				
剰余金の配当				△150
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）				△2,024
自己株式の取得				△339
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11	2	14	14
当期変動額合計	11	2	14	△2,500
当期末残高	33	36	70	11,063

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失(△)	1,522	△1,597
減価償却費	570	521
減損損失	—	36
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△22	125
賞与引当金の増減額(△は減少)	△37	△35
工事損失引当金の増減額(△は減少)	—	76
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	△39	△70
訴訟損失引当金の増減額(△は減少)	△3	△3
解体費用等引当金の増減額(△は減少)	△3	△232
関係会社清算損失引当金の増減額(△は減少)	16	75
受取利息及び受取配当金	△11	△13
支払利息	485	596
固定資産売却損益(△は益)	△24	△104
固定資産除却損	1	0
売上債権の増減額(△は増加)	154	170
棚卸資産の増減額(△は増加)	1,730	△14,285
仕入債務の増減額(△は減少)	944	580
契約負債の増減額(△は減少)	1,499	△986
その他	△1,286	△1,554
小計	5,496	△16,701
利息及び配当金の受取額	7	12
利息の支払額	△492	△623
法人税等の支払額	△1,125	△617
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,885	△17,929
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,408	△1,480
定期預金の払戻による収入	813	1,019
有形固定資産の取得による支出	△175	△231
有形固定資産の売却による収入	225	229
その他	△91	△205
投資活動によるキャッシュ・フロー	△636	△668

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	2,554	5,376
長期借入れによる収入	12,500	17,277
長期借入金の返済による支出	△15,145	△10,048
社債の発行による収入	2,059	245
社債の償還による支出	△658	△1,235
リース債務の返済による支出	△18	△26
自己株式の取得による支出	—	△339
配当金の支払額	△188	△150
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,104	11,098
現金及び現金同等物に係る換算差額	23	4
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,376	△7,495
現金及び現金同等物の期首残高	11,408	15,785
現金及び現金同等物の期末残高	※ 15,785	※ 8,290

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

愛誼達建築設計（上海）有限公司

AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

a 販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

c 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 6～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれるものについて、その損失見込額を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

補償工事による費用に備えるため、実績率により補償見積額を計上しております。

⑥ 関係会社清算損失引当金

子会社のAIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC. の清算に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業として分譲事業、注文事業を行っており、これらの事業から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・分譲事業

分譲事業においては、戸建分譲及び土地分譲を行っており、顧客との不動産販売契約に基づき物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、当該引渡し時点において収益を認識しております。

・注文事業

注文事業においては、主に戸建住宅の建築請負工事を行っており、顧客との建物請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 請負工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	4,327	1,665

(注) 上記の金額は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識された収益のうち、連結会計年度末時点で未完成・未引渡しの工事契約（原価回収基準の適用を除く）を対象として記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

注文事業の建物請負工事契約において、期間がごく短い工事契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事原価総額は、着工時において予期し得なかった事象の発生、資材及び外注費等に係る市況の変動等による影響を継続的に反映させております。従って、当該見積りに変更が発生した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用不動産	4,191	6,467
仕掛販売用不動産	14,759	26,827

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、事業計画等に基づき算定された正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には棚卸資産評価損を計上しております。

正味売却価額は、景気動向、金利の変化、不動産関連税制や金融関連法制の変更など将来の不確実な条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、棚卸資産評価損を計上する可能性があります。

3. 解体費用等引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
解体費用等引当金	232	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

解体費用等引当金は、保有する賃貸用建物を取壊し、跡地に新本社社屋を建設することを決定したことに伴い、将来発生する建物の解体費用と関連して発生するテナントの立退料を見積り、計上しておりますが、賃貸用建物の解体計画が中止となったため、当連結会計年度において当該引当金の戻入を行っております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界経済の悪化が懸念されております。新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、当社グループの業績への影響を予測することは困難であります。2023年3月末現在において、会計上の見積りに影響を与えるほどの事象は発生しておりません。

従って、当連結会計年度末における会計上の見積りは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1. 受取手形、営業未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
受取手形	—百万円	5百万円
営業未収入金	349百万円	343百万円
契約資産	1,010百万円	840百万円

※ 2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供されている資産

	前連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2023年 3 月 31 日)
販売用不動産	1,657百万円	2,576百万円
仕掛販売用不動産	11,520百万円	20,776百万円
建物及び構築物	2,456百万円	1,935百万円
土地	7,172百万円	6,529百万円
投資有価証券	83百万円	94百万円
計	22,890百万円	31,914百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2023年 3 月 31 日)
短期借入金	8,752百万円	15,278百万円
長期借入金	13,376百万円	20,105百万円
1年内返済予定の長期借入金	5,305百万円	4,655百万円
計	27,434百万円	40,040百万円

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として投資有価証券532百万円を供託しております。

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として有価証券532百万円を供託しております。

※ 3. 当社は資金調達の効率的な調整を行うため取引銀行18行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2023年 3 月 31 日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	6,450百万円	11,969百万円
借入実行残高	3,197百万円	8,297百万円
差引額	3,252百万円	3,671百万円

4. 偶発債務

住宅購入者のつなぎ融資に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2022年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2023年 3 月 31 日)
住宅購入者	1,116百万円	1,016百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）セグメント情報
3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び分
解情報」に記載しております。

※ 2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上原価	141百万円	83百万円

※ 3. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	一百万円	76百万円

※ 4. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物及び構築物	36百万円	71百万円
機械装置及び運搬具	1百万円	1百万円
土地	△12百万円	31百万円
計	24百万円	104百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺し、固定資産売却益として表示しております。

※ 5. 解体費用等引当金戻入益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

賃貸用建物の解体計画が中止となったため、当該引当金の戻入を行っております。

※ 6. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	一百万円	0百万円
解体撤去費用	1百万円	一百万円
その他	0百万円	0百万円
計	1百万円	0百万円

※ 7. 減損損失

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
新潟モデル店（新潟県新潟市東区）	事業資産	土地

当社グループは資産の用途により事業用資産、賃貸用資産及び遊休資産に分類しております。

グルーピングは物件単位ごとに行っており、保有目的の変更、時価の下落、収益性の低下、建替えの決定等により、時価又は将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることとなった資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は土地 36 百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており主に処分見込価額により評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△6	16
組替調整額	—	—
税効果調整前	△6	16
税効果額	△2	5
その他有価証券評価差額金	△4	11
為替換算調整勘定		
当期発生額	26	2
その他の包括利益合計	21	14

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式（株）	37,742,700	—	—	37,742,700

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	188	5	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	150	4	2022年3月31日	2022年6月29日

当連結会計年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	37,742,700	—	—	37,742,700

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	—	980,479	—	980,479

(変動事由の概要)

2022年6月16日の取締役会決議による自己株式の取得 980,300 株
 単元未満株式の買取りによる増加 179 株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	150	4	2022年3月31日	2022年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

無配のため、該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	22,409百万円	15,020百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△6,623百万円	△6,729百万円
現金及び現金同等物	15,785百万円	8,290百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達です。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022 年 3 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券（*2）			
① 満期保有目的の債券	532	538	5
② その他有価証券	122	122	—
資産計	655	661	5
(1) 社債（*3）	4,255	4,174	△80
(2) 長期借入金（*4）	18,682	18,668	△13
負債計	22,937	22,843	△93

（*1）「現金及び預金」「受取手形、営業未収入金及び契約資産」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）
非上場株式	58

（*3）1年内償還予定の社債を含んでおります。

（*4）1年内返済予定額を含んでおります。

当連結会計年度（2023 年 3 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 (*2)			
① 満期保有目的の債券	532	534	1
② その他有価証券	140	140	—
資産計	673	674	1
(1) 社債 (*3)	3,269	3,266	△3
(2) 長期借入金 (*4)	24,761	24,709	△52
負債計	28,031	27,976	△55

(*1) 「現金及び預金」「受取手形、営業未収入金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	58

(*3) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*4) 1年内返済予定額を含んでおります。

（注1）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預金	22,409	—	—	—
営業未収入金	349	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	—	532	—	—
合計	22,759	532	—	—

当連結会計年度（2023 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預金	15,020	—	—	—
受取手形	5	—	—	—
営業未収入金	343	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	532	—	—	—
合計	15,902	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2022 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	8,752	—	—	—	—	—
社債	1,235	1,587	912	230	290	—
長期借入金	5,305	8,446	1,188	765	614	2,360
合計	15,293	10,034	2,100	995	904	2,360

当連結会計年度 (2023 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	15,278	—	—	—	—	—
社債	1,637	962	280	340	50	—
長期借入金	4,655	10,857	5,983	765	525	1,973
合計	21,572	11,819	6,263	1,105	575	1,973

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2022 年 3 月 31 日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	122	—	—	122
資産計	122	—	—	122

当連結会計年度 (2023 年 3 月 31 日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	140	—	—	140
資産計	140	—	—	140

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度 (2022 年 3 月 31 日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 国債	538	—	—	538
資産計	538	—	—	538
社債	—	4,174	—	4,174
長期借入金	—	18,668	—	18,668
負債計	—	22,843	—	22,843

当連結会計年度 (2023 年 3 月 31 日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券 満期保有目的の債券 国債	534	—	—	534
資産計	534	—	—	534
社債	—	3,266	—	3,266
長期借入金	—	24,709	—	24,709
負債計	—	27,976	—	27,976

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2022 年 3 月 31 日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
国債	532	538	5
小計	532	538	5
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
国債	—	—	—
小計	—	—	—
合計	532	538	5

当連結会計年度 (2023 年 3 月 31 日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
国債	532	534	1
小計	532	534	1
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
国債	—	—	—
小計	—	—	—
合計	532	534	1

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2022 年 3 月 31 日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	122	91	30
小計	122	91	30
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	122	91	30

当連結会計年度（2023 年 3 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	140	92	47
小計	140	92	47
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	140	92	47

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	—	548百万円
貸倒引当金	31百万円	68百万円
賞与引当金	51百万円	41百万円
完成工事補償引当金	96百万円	74百万円
解体費用等引当金	70百万円	—
未払事業税	33百万円	8百万円
減価償却超過額及び減損損失	381百万円	377百万円
その他	96百万円	110百万円
繰延税金資産小計	763百万円	1,229百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	—	△506百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△247百万円	△589百万円
評価性引当額小計(注)1	△247百万円	△1,095百万円
繰延税金資産合計	515百万円	133百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△104百万円	△98百万円
その他有価証券評価差額金	△8百万円	△14百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△4百万円	△8百万円
在外連結子会社の留保利益	△14百万円	△19百万円
繰延税金負債合計	△132百万円	△140百万円
繰延税金資産純額又は繰延税金負債純額(△)	382百万円	△6百万円

(注) 1. 評価性引当額が 848 百万円増加しております。繰越欠損金に係る評価性引当額が 506 百万円増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	548	548
評価性引当額	—	—	—	—	—	506	506
繰延税金資産(※2)	—	—	—	—	—	41	41

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	
住民税均等割等	1.3%	
評価性引当額	2.6%	
留保金課税	10.3%	
税額控除	△0.8%	
在外連結子会社の税率差異	△0.3%	
その他	0.3%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5%	

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社は、首都圏及びその他の地域において、賃貸用のマンション、ビル、駐車場等を有しております。

2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は47百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却益は7百万円（特別利益に計上）であります。

2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は64百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却益は1百万円（特別利益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,545	1,396
	期中増減額	△149	1,118
	期末残高	1,396	2,514
期末時価		1,384	2,682

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、賃貸用不動産の売却 113 百万円、減価償却費 35 百万円であり、当連結会計年度の主な増加は、自社使用から賃貸用への用途変更 1,153 百万円であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位: 百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	603	349	349	349
契約資産	947	1,010	1,010	840
契約負債	3,143	4,656	4,656	3,671

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,838百万円です。また、前連結会計年度において、契約負債が1,513百万円増加した主な理由は、注文住宅の請負工事契約の受注増加によるものです。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は4,350百万円です。また、当連結会計年度において、契約負債が985百万円減少した主な理由は、注文住宅の請負工事契約の受注減少によるものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記については、当初に予想される個別の契約が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に分譲事業及び注文事業を行っており、取り扱う製品について国内の包括的な戦略を立案し、製品別に事業活動を展開しております。従いまして当社グループは、「分譲事業」、「注文事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「分譲事業」は、戸建分譲及び土地分譲を行っております。「注文事業」は、戸建住宅の建築請負工事を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び分解情報

前連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	32,499	87	32,587	2,676	35,263	—	35,263
一定の期間にわたり 移転される財	—	26,642	26,642	—	26,642	—	26,642
顧客との契約から 生じる収益	32,499	26,730	59,229	2,676	61,906	—	61,906
その他の収益	—	—	—	185	185	—	185
外部顧客への売上高	32,499	26,730	59,229	2,862	62,091	—	62,091
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	32,499	26,730	59,229	2,862	62,091	—	62,091
セグメント利益	3,658	315	3,974	197	4,171	△2,440	1,730

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントごとの資産、負債その他の項目につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象としていないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	26,278	18	26,297	2,941	29,238	—	29,238
一定の期間にわたり 移転される財	—	27,050	27,050	—	27,050	—	27,050
顧客との契約から 生じる収益	26,278	27,069	53,348	2,941	56,289	—	56,289
その他の収益	—	—	—	179	179	—	179
外部顧客への売上高	26,278	27,069	53,348	3,120	56,468	—	56,468
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	26,278	27,069	53,348	3,120	56,468	—	56,468
セグメント利益又は損 失 (△)	1,760	△686	1,073	267	1,340	△2,501	△1,160

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

4. 報告セグメントごとの資産、負債その他の項目につきましては、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための対象としていないため、記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

当社グループは固定資産の減損損失について報告セグメント別には配分しておりません。減損損失の金額及び内容は、注記事項の連結損益計算書関係にて同様の情報が開示されているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びそ の近親者	阿部良佑	—	—	—	—	専務取締役 岡田真寿美 の二親等内 の親族	不動産（分 譲住宅）の 売買取引（注 1）	41	—	—
役員及びそ の近親者	會田重矢 子	—	—	—	—	代表取締役 社長の二親 等内の親族	自己株式の 取得（注2）	254	—	—
役員及びそ の近親者	會田唯乃	—	—	—	—	代表取締役 社長の二親 等内の親族	自己株式の 取得（注2）	84	—	—
重要な子会 社の役員及 びその近親 者	川島健人 川島怜奈	—	—	—	—	愛誼達建築 設計（上海） 有限公司董 事長の二親 等内の親族	注文住宅の 建築請負 （注1）	17	契約負債	9

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注） 1. 取引価格については、同期間に契約・引き渡しされた類似の案件と同水準の利益が確保されることを勘案し決定しております。
2. 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取得価格は2022年6月16日の基準値段によるものです。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	359円36銭	300円93銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）	22円37銭	△54円75銭

（注） 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	844	△2,024
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	844	△2,024
普通株式の期中平均株式数 (株)	37,742,700	36,969,169

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)アイダ 設計	第21回 無担保社債	2017年8月31日	248	133 (114)	0.13	無担保社債	2024年8月30日
〃	第23回 無担保社債	2018年3月30日	100	—	1.37	無担保社債	2023年3月31日
〃	第26回 無担保社債	2018年9月28日	30	10 (10)	1.51	無担保社債	2023年9月28日
〃	第27回 無担保社債	2019年3月26日	700	700 (700)	0.02	無担保社債	2024年3月26日
〃	第28回 無担保社債	2019年9月25日	50	30 (20)	0.61	無担保社債	2024年9月25日
〃	第29回 無担保社債	2019年11月29日	120	80 (40)	0.35	無担保社債	2024年11月29日
〃	第30回 無担保社債	2020年3月25日	250	—	0.36	無担保社債	2023年3月25日
〃	第31回 無担保社債	2020年3月31日	120	80 (40)	0.01	無担保社債	2025年3月31日
〃	第32回 無担保社債	2020年9月25日	70	50 (20)	0.62	無担保社債	2025年9月25日
〃	第33回 無担保社債	2021年1月25日	120	90 (30)	0.35	無担保社債	2026年1月23日
〃	第34回 無担保社債	2020年2月25日	160	120 (40)	1.50	無担保社債	2026年2月25日
〃	第35回 無担保社債	2021年3月25日	204	108 (108)	0.36	無担保社債	2024年3月25日
〃	第36回 無担保社債	2021年3月26日	66	33 (33)	0.55	無担保社債	2024年3月26日
〃	第37回 無担保社債	2021年6月28日	140	140	0.40	無担保社債	2026年6月26日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
〃	第 38 回 無担保社債	2021 年 7 月 30 日	50	50	0.80	無担保社債	2024 年 7 月 25 日
〃	第 39 回 無担保社債	2021 年 7 月 30 日	210	130 (80)	0.58	無担保社債	2024 年 7 月 31 日
〃	第 40 回 無担保社債	2021 年 9 月 30 日	166	98 (68)	0.12	無担保社債	2024 年 9 月 30 日
〃	第 41 回 無担保社債	2021 年 11 月 25 日	200	200	0.23	無担保社債	2024 年 11 月 25 日
〃	第 42 回 無担保社債	2021 年 12 月 27 日	100	66 (33)	0.21	無担保社債	2024 年 12 月 27 日
〃	第 43 回 無担保社債	2022 年 1 月 31 日	250	200 (50)	0.30	無担保社債	2027 年 1 月 29 日
〃	第 44 回 無担保社債	2022 年 3 月 25 日	300	199 (100)	0.17	無担保社債	2025 年 3 月 25 日
〃	第 45 回 無担保社債	2022 年 3 月 25 日	100	100	0.39	無担保社債	2025 年 3 月 25 日
〃	第 46 回 無担保社債	2022 年 3 月 31 日	500	400 (100)	0.14	無担保社債	2027 年 3 月 31 日
〃	第 47 回 無担保社債	2023 年 3 月 24 日	—	250 (50)	0.77	無担保社債	2028 年 3 月 24 日
合計	—	—	4,255	3,269 (1,637)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」の欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,637	962	280	340	50

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8,752	15,278	1.77	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	5,305	4,655	1.89	—
1年以内に返済予定 のリース債務	26	26	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く。)	13,376	20,105	1.73	2024年4月 ～2039年12月
リース債務 (1年以内に返済予 定のものを除く。)	95	68	—	2024年4月 ～2026年8月
合計	27,557	40,135	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,857	5,983	765	525
リース債務	26	32	8	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL： https://www.aidagroup.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

株式会社アイダ設計

取締役会 御中

四谷監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田口 邦宏

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野田 高廣

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイダ設計の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイダ設計及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。